

第34回亶理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和5年10月26日(木)午後1時30分から午後2時34分

2. 会議の場所 亶理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(12名)

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 2番 | 鈴木周吾 | 3番 | 遠藤圭一 | 4番 | 渡邊喜徳 |
| 6番 | 佐藤利洋 | 7番 | 安住政男 | 8番 | 齋藤桂子 |
| 10番 | 菊池淑郎 | 11番 | 安住郁子 | 12番 | 齋精一 |
| 13番 | 浅川文義 | 14番 | 片平洋之 | 15番 | 伊藤富敏 |

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

| | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 16番 | 古山真 | 17番 | 菊地英一 | 18番 | 太田匡美 |
| 19番 | 齋藤幸一 | 20番 | 大槻久美子 | 21番 | 長田邦雄 |
| 22番 | 新田育男 | 24番 | 棟形和徳 | 25番 | 南條栄一 |
| 26番 | 東條茂 | 27番 | 小野忠良 | 28番 | 鈴木茂利 |
| 29番 | 末木清一 | 30番 | 千葉義昭 | | |

4. 欠席者

(1) 農業委員(2名)

1番 加藤正純、9番 丸子清

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

23番 結城美智子

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 非農地証明願いについて

日程第5 第4号議案 令和5年度第7号亶理町農用地利用集積計画(案)について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 村上尚也

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第34回亘理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告についてですが、10月3日、寒河江市農業委員会で視察に来られ、イチゴファーム、選果場の視察をされました。この時に、会長、職務代理者、イチゴ栽培の委員等で対応しました。対応された委員におきまして、ありがとうございます。その他については、記載のとおりとなっておりますので、説明については割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、11月21日に亘理と逢隈で地区委員会、11月22日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は11月28日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、加藤正純委員、9番、丸子清委員、23番、結城美智子推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、4番、渡邊喜徳委員、6番、佐藤利洋委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号

議案についての質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いいたします。

2 1 番 順位 1 番ですが、譲渡人の印鑑が無いと思いますが、何故ですか。
事務局 こちらに関しては、原本の方、(譲渡人の〇〇)さんと(譲受人の〇〇)さん分と、(譲渡人の〇〇〇)さんと(譲受人の〇〇)さんの分で、それぞれの申請を頂いています。その為、(譲渡人の〇〇)さんの印鑑だけが押してあるものと(譲渡人の〇〇〇)さんの印鑑だけが押してあるものとなっております。今回の資料に関しては、片方の申請書だけコピーし配布しておりますが、譲渡人、両方の方から申請書と印鑑は頂いております。

2 1 番 有るんですね。

事務局 はい、あります。

議 長 宜しいですか。

2 1 番 はい、分かりました。

議 長 その他ございませんか。なければ第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 番については、許可することに決定します。次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 3 番については、許可することに決定します。以上で第 1 号議案の審議を終了します。

日程第 3、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに、吉田区委員会より説明をお願いします。

1 4 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願い

いします。

10番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)
事務局 只今の第2号議案の順位1番ですが、土地の表示に記載漏れがありました。正式には長瀬字小橋と小橋が入ります。すみませんでした。他の面積等については変更ありませんので、そちらの分の訂正をお願いします。

議長 第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の各地区委員会より説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに、互理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。続きまして荒浜の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続きまして吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位3番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。第3号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第3号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、承認することに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、承認することに決定します。次に順位3番の採決を行います。順位3番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位3番については、承認することに決定します。

以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、令和5年度第7号互理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 第4号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

27番 地区委員会で話題になった事ですが、(〇〇)さんは、田んぼを一杯作っていて集積するのはいいんですが、くろの草刈りを殆んどしないんですね。今年、米にカメムシが結構付いていて、周りが迷惑しているんです。その辺をどう考えながら集積を渡すのか、質問させて頂きました。

議 長 管理の方ですね、畦畔の草刈り等、それをきちんと指導してほしいと言う事ですね。

27番 そうです。

浅井班長 こちらの方は、事務局で、今度、書類等をお渡しする時に、お話をさせて頂きます。

27番 お願いします。

議 長 その他、ございませんでしょうか。

30番 今のと関連する事ですが、年1回、農業委員会みんなで農地パトロー

ルを実施していますが、その中で、荒れている農地について、事務局に上げています。その後当事者に連絡をしていると思いますが、草刈りをしている所が、ほとんど見受けられない、中にはシルバーに委託し刈っている所もある様ですが、これらを、亘理町独自で、地権者に連絡し、亘理町からシルバーに草刈り依頼をし、代金を地権者に請求するといった亘理町独自の方法は取れないものですか。

事務局長 今、聞いた状況だけでは、中々、何とも言いようが無い部分はあります。

30 番 仮に、亘理町でシルバーを頼んで、その代金を払えない家庭は、中々無いと思われま。ある程度、強制的にしないと、耕作放棄地が無くならないと思いま。

事務局長 農地の適正管理の部分を当然草刈りも含めて農地法の中でうたっているんですが、適正な管理をしないからといって罰則規定があるわけではありま。町の方でやるっていったときに、根拠的な法令に必ず基づく様な形になりますので、広報、チラシなどの周知活動の中で周知して行く事は当然できます。今、思い浮かぶのはその程度です。農地パトロールの報告があった際には、取りまとめてその方に意向調査を実施し確認をした上で、草刈りの適正管理についても、併せて通知している状況です。今後、皆さんも含め検討させて頂きまして、皆さんにお話を出させて頂く様な、現段階での回答となります。

30 番 直ぐには、出来なと思いますが、何らかの方向で進んでいただければいいなと思うのが自分の考えです。

事務局長 私も、一団の圃場整備の中で、ちょこちょこ草刈してない田んぼがあり気にはなっています。

30 番 圃場整備はたいしたこと無いですが、圃場整備で無い所、私は国道の上の方を結構作っていますが、その所は減反地がいっぱいあるんですね、田んぼを作っているため、2m位隣の分の草刈りをしていて、余計な仕事となっています。

事務局長 その所有者の方は、ご存じで、亘理町に住んでいる方ですか。

30 番 同じ地区に住んでいて、会っても、有難うの言葉もないです。

事務局長 一度、千葉推進委員と一緒に訪問し、草刈りについてお話させて頂いても構いま。

30 番 私が、一緒にいって、刈ってあげましたなどといえない。

事務局長 先程の意見になりますが、まずは、検討させて頂くための時間を頂き

たいと思います。

1 3 番 今の件で続きですが、やはり、会社関係の方、土地をいっぱい買う人に対して、農業委員会か何処かで一筆、何か制約書見たいなもの、年3回草刈りしますなどが取れば最高ですね。それをお願いしたい。我々、農業委員会といっても、罰則もないし、ただ、はいはいと聞かれたら、それでおしまいなので、農業委員会で付随して、計画とか売買があった時に、必ず、それを、付け加えて頂く様な方法を取ってもらえればありがたい。

事務局長 はい、分かりました。

1 7 番 祝田の畑ですが、今年の7月に3条で1ha強の畑を取得した方がいますが、その時の条件としてはブルーベリーを作りますと言う申請でしたが、今だ以って、動きが全く無いんですね。そう言う点で、事務局の方に遅れますとかの連絡があるかどうかの確認したいです。

浅井班長 こちらの件につきましては、そういった報告は受けておりません。

1 7 番 現状、周りの人も注目している。面積が1反2反で無く1ha以上の土地を、3条を持って売買して、ブルーベリー作りますと計画書も互理地区委員会に出して貰っている。きちんとやりますと言うことでしたが、1年3ヶ月経過していますが、全く、動きが無いので、その辺、農業委員会として、進捗状況等を出してもらった方がいいんじゃないですか。そうでないと、許可もらって、投げっぱなしでも、問題ないと言う風に認識されると困るんじゃないかと思います。

事務局長 はい、分かりました。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第4号議案、令和5年度第7号互理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第4号議案、令和5年度第7号互理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

2 1 番 今、千葉推進委員の話がありましたが、飼料米を作っている圃場の管理が、かなりひどい、我々が注意するのがいいが、高齢化で、担い手がない人達が仕方なく頼んで作って貰っている状況で、ここを管理

して下さい、シルバーを頼んでも管理して下さいと言えない。どうしたらいいか。こういう問題は外に無いですか。

2 7 番 法人化している、いっぱい作っている方が、結構そういう傾向にある。
2 1 番 法人化されている団体に対し、強く管理して下さいと、年 1 回でもいいから刈って下さいと、いいづらい。

2 7 番 今回、(〇〇)さんの話しをだしましたが、買入の際に、その様な連絡をしてもらおう。

2 1 番 自分が頼んでいる分はいいが、他の人が私の所で作れないからこの人に頼んでいる分を、管理して下さいと言って、作らないと言われると大変になる。

2 7 番 これから増えると思う。10年位。段々、年取って来るから。

1 9 番 農業委員会で集積を、ただ、許可するので無く、徹底して、草刈りは年最低 3 回行ってもらう事を、申請のあった段階で、強く、話をしてほしい。農林水産課とも相談して。

2 1 番 農業委員会から文書で周知していただければいいと思う。言うとは忙しいんですと、そういった回答しか返って来ない。

事務局長 まず、申請の段階でお話しをします。その時にチラシをお渡し出来ればと思います。

2 7 番 許可を出す前に、草刈り出来るかの確認が必要。管理出来ればいいですが。

事務局長 許可の条件の中に、管理をするとする条件を付す様な形にします。

2 7 番 草刈りを出来るとした条件をのんでいるのであれば、草刈りしていない場合、年 3 回の草刈りいつするんですかと、我々も言えます。

(発言なし)

議 長 ほかになければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項 1 件、事務連絡が 3 件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 2 時 3 4 分